

(平成27年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月10日

A社に入社当時から年3回(4月、8月、12月)の賞与を受けていた記憶があり、申立期間もこれまでと同様に受けていたと思うが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

「A社に勤務する乗務員に関する賃金規定(2000年8月5日)」により、同社の乗務員に支給される賞与については、「月間水揚額に基づいて、年3期に分けて支給する。支給対象期間は4月から7月までの期間、8月から11月までの期間及び12月から3月までの期間とし、各期の最終月の20日に締め切り、翌月10日に支給する。なお、乗務員ごとの申請により毎月の給与支払い時の前払いも可とする。」旨規定されていることが確認できる上、同社の複数の同僚は、「乗務員として勤務し、月々の水揚げがあれば、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されている。」旨供述している。

また、A社の破産申立代理人から提出された申立人に係る給与の支給明細書により、申立期間の賞与額の基となる全ての月について、水揚額が記載されていることが確認できること、複数の同僚の申立期間の賞与額の基となる全ての月に係る給与の支給明細書に記載されている水揚額から推認できる賞与額は、同社の破産管財人から提出された平成15年支払期に係

る賞与総額及び社会保険料額が記載された一覧表の賞与総額と一致する。

さらに、上記一覧表により、複数の同僚の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、A社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金規定、申立人及び同僚の給与の支給明細書並びに一覧表により推認できる厚生年金保険料控除額から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡しているが、A社の破産申立代理人が、「賞与の届出及び厚生年金保険料の納付はしていない。」としていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。